

一般社団法人愛生会訪問介護事業所

訪問介護 重要事項説明書

(令和6年12月1日)

訪問介護サービスの提供開始にあたり、指定訪問介護に関する重要事項を以下のとおり説明します。

1 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション 愛生会おおやけの里
所在地	〒607-8170 京都市山科区大宅向山10番5
介護保険指定番号	訪問介護サービス指定事業者 2674100090
連絡先	電話・FAX 075-575-4390
サービスを提供する地域	京都市山科区・伏見区醍醐

上記のサービスを提供する地域以外でも、ご希望の方はお気軽にご相談ください。

2 事業所の職員体制

職 種	免許・資格	担 任 業 務	人 員 数
管理者	社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士	総括的管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	職員の指導、訪問介護計画、調整	1名以上 (利用者40名につき1名)
訪問介護員等	介護福祉士・ヘルパー2級・初任者研修修了者	生活援助・身体介護等サービスの実施	2.5名以上 (常勤換算)

3 事業所の営業日・サービス提供時間

営業日	月～土曜日の毎日(ただし、年始1月1日～3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

4 事業所の運営方針

ご利用者及び家族の立場に立って、思いやりのある温かな介護を目指します。

5 提供するサービスの内容

訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的にはサービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理など

6 利用料金

(1) 介護保険からの給付サービスを利用される場合

訪問介護費の自己負担額は、基本料金の1割、又は2割、又は3割となります。

● 訪問介護費（1回につきの自己負担額）

項目	時間	1割負担料金	2割負担料金	3割負担料金
身体介護	20分未満	192円	383円	575円
	20分以上30分未満	287円	574円	861円
	30分以上60分未満	459円	912円	1368円
	60分以上90分未満	668円	1,336円	2,003円
	90分以上120分未満	778円	1,556円	2,334円
生活援助	20分以上45分未満	211円	422円	633円
	45分以上	259円	518円	777円
身体生活	身体介護を中心に訪問介護を行った後に引き続き生活援助を行ったとき。身体生活の負担額はサービス提供時間より別途計算させていただきます。			

● その他の加算（1回につきの自己負担額）

項目	1割負担 料金	2割負担 料金	3割負担 料金	備考
初回加算	214円	428円	642円	初回利用時または、二カ月間利用がなく再開された時算定。
緊急時加算	107円	214円	321円	利用者またはその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連絡し必要と認めた場合、居宅サービス計画書に訪問となっていない時間帯に緊急に援助を行った場合算定。
生活機能 向上連携 加算（Ⅰ）	107円	214円	321円	訪問介護計画書の作成時、理学療法士等からの助言を受けたうえで、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成する。
生活機能 向上連携 加算（Ⅱ）	214円	428円	642円	（Ⅰ）の要件に加えて、理学療法士等が直接家を訪問した場合に算定。
口腔連携 強化加算	54円	107円	161円	歯科医療機関等と連携して口腔評価を実施した場合に算定。
早朝加算 夜間加算	×25%			緊急時等の利用に午前6時から午前8時は「早朝加算」、午後6時から午後10時は「夜間加算」が算定される。
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	×24.5%			介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算される。

(2)キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。（ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合はこの限りではありません。）

前日までにご連絡がある場合	キャンセル料は不要です
当日キャンセル又は不在の場合	2,000 円

(3) 介護保険制度の給付限度を超えてサービスを利用される場合

訪問介護費は、全額自己負担になり、別に定める契約を締結して頂く必要がありますのでサービス提供責任者に申し出てください。

(4) その他の費用

ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者様の負担とさせていただきます。

(5) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

交通費	通常地域（山科区全域、伏見区醍醐）を越えた場合	一律 300 円
-----	-------------------------	----------

(6) 料金のお支払い方法

訪問介護費の自己負担額は、翌月の月初めにご請求させていただいた料金をお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします

7 苦情窓口

サービス内容のご相談・ご要望・苦情窓口として、担当者を決めております。お気軽にご相談ください。迅速かつ適切に対応いたします。

なお、当事業所以外に京都市の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。

・当事業所の窓口担当者

担当者：植田 千尋

電 話 075-575-4390

受付時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

・当事業所の解決責任者

辻 智典（ヘルパーステーション愛生会おおやけの里管理者）

・京都市の担当窓口

山科区役所 保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課高齢介護保険担当

電話 075-592-3290

伏見区役所醍醐支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課高齢介護保険担当

電話 075-571-6471

京都府国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口

電話 075-354-9090

8 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱います。

- (2) 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供時に緊急事態が発生した場合には、速やかにご利用者の主治医又は医療機関、ご家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への連絡を行い、必要な措置を行います。
- (2) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに京都市、関係市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

10 高齢者虐待防止のための対策について

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (2) 身体的拘束等の適正化のため、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

11 感染症の予防及びまん延防止のための対策について

感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、研修の実施、訓練を実施し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。（令和7年3月31日まで）

12 サービスをご利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員の交替

担当の訪問介護員は、おおむね1年で交替させていただきます。

- (2) サービスの提供の際、訪問介護員は以下の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族に対する食事の準備など

(3) 訪問介護員との個人的な連絡、金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約も禁止しています。また、訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(4) その他

① 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所、包括支援センター又は当事業所までご連絡ください。

② 暴風警報発令の際は、原則として訪問介護サービスの提供は休止させていただきますので、予めご了承ください。

③ 年末 12/29～12/31 まではご提供するサービスを限らせていただく場合がございます。

1 3 第三者評価の実施の有無

第三者評価の実施 あり なし

一般社団法人愛生会訪問介護事業所

訪問介護 利用同意書

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者)

住所 京都市山科区大宅向山 10 番 5

名称 ヘルパーステーション愛生会おおやけの里

説明者 サービス提供責任者

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護の提供を受けるにあたり、重要事項の説明を受けました。

また、私と貴事業所の間で、令和 年 月 日に締結した訪問介護の契約書に規定する秘密保持に関し、私及び私の家族の個人情報を契約の有効期間中、主治医、地域包括支援事業者及び居宅介護支援事業者への情報提供、その他に活用することを同意します。

(利用者)

住所

氏名

(署名代行者又は法定代理人)

住所

氏名